

家庭用コージェネレーション契約 (一般ガス選択約款)

2020年10月1日実施

(令和2年10月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結.....	1
6. 解約及び設置の確認	2
7. 精 算	2
8. その他	2
付 則.....	2
(別 表)	3

1. 適 用

- (1) この選択約款は、当社（導管部門）が定める託送供給約款の別表第1の払出エリア（特定ガス導管事業の区間を除く）で、この選択約款の適用条件を満たすお客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この選択約款は、当社の一般ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款の変更を必要と判断した場合、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) この選択約款を変更する場合の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合と同様いたします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとして、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用し、ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が0.5キロワット以上5キロワット以下の家庭用の熱電併給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、以下の条件を満たす場合に、この選択約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）に申し込むことができます。

- (1) お客さまが、家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は併用住宅で使用し、その機器を接続したガスメーターを設置する場合。
ただし、併用住宅において、この選択約款を申し込む場合は、家庭用コージェネレーションシステムを接続したガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下とします。
- (2) 本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款12（1）に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合。

5. 契約の締結

- (1) 本契約はお客さまが、当社に対して、当社が定める申込み方法により申し込み、当社が承諾した日に成立いたします。
- (2) 当社は、お客さまが以下に該当する場合、本契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① 最低利用期間を経過する前に契約を解約することが明らかな場合。
 - ② 最低利用期間経過前に契約を解約、又は一般ガス供給約款に基づく契約へ変更したお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款、又は当社の定める他の選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合で、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又は一般ガス供給約款に基づく契約への変更の日から1年に満たない場合。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません（(3)において同じ）。

- (3) 最低利用期間経過前に本契約から当社の定める他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (4) 当社は、お客さまと当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息が、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、契約の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 解約及び設置の確認

- (1) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、本契約を解約できるものとします。
- (2) 本契約はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）は当社の申し出に基づき、お客さまのガスの使用状況に変更がある場合はお客さまのお申し出に基づき、解約できるものといたします。なお、この際、5（2）（3）の規定により、その後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (3) 当社は、4の適用条件が満たされているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本契約の申し込みを承諾しないか、又は本契約を解約したとみなし、一般ガス供給約款を適用させていただきます。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を連絡していただきます。

7. 精 算

6（3）のなお書きの規定にかかわらず、お客さまが4に定める適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなったと確認した日を含む料金算定期間より一般ガス供給約款に定める料金を適用し、既に料金としてお支払いいただいている金額との差額を申し受けます。

8. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2020年10月1日（令和2年10月1日）から実施いたします。

(別 表)

家庭用コージェネレーション契約に適用する料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が15立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金算定期間の料金は、一般ガス供給約款15の規定によりお知らせした使用量に基づき算定いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は一般ガス供給約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切り捨て)。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料金表A(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,135.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	121.56円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,509.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	96.62円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,740.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	88.92 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表 D (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4,719.00 円
---------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	76.68 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。